

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定について

「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が平成20年10月31日より始まりました。北谷町では、同制度に基づく認定を行います。

1 制度の概要

本制度は、原油に加え、原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、現行制度であるセーフティネット保証制度の抜本的な見直しを行ったものです。

これにより、原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている業種の中小企業者を対象として、民間金融機関からの融資を受ける際には信用保証協会が保証をいたします。

2 対象中小企業者（認定基準）

次のいずれかに該当すること。

- (イ) **指定業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月間の平均売上高が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。**

【詳細】申請者が、法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3ヵ月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。

- (ロ) **指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。**

【詳細】申請者が、法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3ヵ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

- (ハ) **指定業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。**

【詳細】申請者が、法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3ヵ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率に比して3%以上減少していること。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができる。

3 認定期間

平成20年10月31日より平成22年3月31日まで
原材料価格高騰対応等緊急保証制度の認定期間となります。

4 手続きの流れ

対象となる中小企業者は

- (1) 本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の商工担当課の窓口に必要な書類（ ）
を提出し、認定を受けます。
（ ）必要な書類については、下記を参照
- (2) 希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を
申し込みます。
- (3) その後金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

5 認定申請にかかる必要書類

認定を受ける際には、次の書類を提出して下さい。

- (1) 認定申請書2通
- (2) 登記簿謄本（法人）
- (3) 代表者の住民票（個人事業）
- (4) 決算書または確定申告書（前年度分）
- (5) 売上高計算表（イ）もしくは原油等価格転嫁状況計算表（ロ）、または売上総利益率
及び営業利益率計算表（ハ）（様式あり）
- (6) 最近3ヶ月の売上が確認できる書類、最近3ヶ月に対応する前年同期の売上高が確認
できる書類（例 試算表、総勘定元帳の売上欄の写しなど）
- (7) 許認可証の写し（許認可業種のみ）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 個人情報提供にかかる同意書（様式あり）

6 お問い合わせ先

北谷町役場 経済振興課 商工観光係 TEL 098-982-7701（直通）